



平成 21 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名	ウェーブロックホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役 兼 執行役員社長 木根 潤 (コード番号 7940 東証第2部)
問合せ先	経営企画室長 市井 栄治 (TEL : 03-6830-6000)

ウェーブロックインベストメント株式会社による当社株式等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

ウェーブロックインベストメント株式会社は、平成 21 年 2 月 2 日(月曜日)から平成 21 年 3 月 16 日(月曜日)までの 30 営業日において当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けを実施していましたが、その結果について同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせ致します。

以 上

(別紙)

平成21年3月17日

各 位

東京都中央区明石町8番1号
ウェーブロックインベストメント株式会社
代表取締役 大畑 康壽

ウェーブロックホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ウェーブロックインベストメント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、ウェーブロックホールディングス株式会社（コード：7940、東京証券取引所第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を取得するための公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を平成21年2月2日から実施していましたが、本公開買付けが平成21年3月16日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ウェーブロックインベストメント株式会社
東京都中央区明石町8番1号

(2) 対象者の名称

ウェーブロックホールディングス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権（以下(i)ないし(xii)を総称して「本件新株予約権」といいます。）

- (i) 平成17年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成17年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「平成17年度新株予約権」といいます。）
- (ii) 平成17年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成17年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
- (iii) 平成17年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成17年8月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- (iv) 平成17年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成17年12月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
- (v) 平成18年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成18年7月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「平成18年度新株予約権」といいます。）
- (vi) 平成18年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成18年7月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- (vii) 平成18年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成18年8月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
- (viii) 平成19年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成19年7月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「平成19年度新株予約権」といいます。）
- (ix) 平成19年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成19年7月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）
- (x) 平成19年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成19年10月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
- (xi) 平成20年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成20年7月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「平成20年度新株予約権」といいます。）

- (xii) 平成20年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成20年7月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）
- (xiii) 平成20年6月20日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成20年9月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,418,241株	7,418,241株	一株

- (注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株式等（以下「応募株式等」といいます。）の総数が「買付予定数の下限」に満たないときは、応募株式等の全部の買付け等を行いません。応募株式等の総数が買付予定数の下限（7,418,241株）以上のときは、応募株式等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数は、対象者の第46期第3四半期報告書（平成21年2月13日提出）に記載された平成20年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（12,613,037株）から同四半期報告書に記載された同日現在の自己株式数（2,050,576株）を控除した株式数に公開買付け期間中に行使可能な平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成20年9月30日以降公開買付け届出書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（564,900株）を加算した株式数に3分の2を乗じた株式数（7,418,241株）です。
- (注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付け期間末日までに対象者の平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。なお、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付け期間中に行使される可能性はありません。
- (注5) 株式等のうち本件新株予約権については、各新株予約権の発行要項に基づき、新株予約権1個あたり100株として換算しています。
- (注6) 本公開買付けにおける公開買付け者が取得する可能性のある株式等の最大の数は、11,127,361株です。これは、対象者の第46期第3四半期報告書（平成21年2月13日提出）に記載された平成20年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（12,613,037株）から同四半期報告書に記載された同日現在の自己株式数（2,050,576株）を控除した株式数に公開買付け期間中に行使可能な平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成20年9月30日以降公開買付け届出書提出日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（564,900株）を加算した株式数です。
- (注7) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(5) 買付け等の期間（公開買付け期間）

平成21年2月2日（月曜日）から平成21年3月16日（月曜日）（30営業日）

(6) 買付け等の価格

普通株式：1株につき金520円

平成17年度新株予約権：1個につき金1円

第1回新株予約権：1個につき金1円

第2回新株予約権：1個につき金1円

第3回新株予約権：1個につき金1円

平成18年度新株予約権：1個につき金1円

第4回新株予約権：1個につき金1円

第5回新株予約権：1個につき金1円

平成19年度新株予約権：1個につき金1円

第6回新株予約権：1個につき金1円
 第7回新株予約権：1個につき金1円
 平成20年度新株予約権：1個につき金1円
 第8回新株予約権：1個につき金1円
 第9回新株予約権：1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	応募数	買付数
株券	7,418,241株	7,418,241株	一株	9,681,503株	9,681,503株
新株予約権証券	一株	一株	一株	一株	一株
合計	7,418,241株	7,418,241株	一株	9,681,503株	9,681,503株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株式等の総数が買付予定数の下限（7,418,241株）に満たないときは、応募株式等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株式等の総数が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株式等の全部の買付け等を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	96,815個	(買付け等後における株券等所有割合87.01%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主の議決権の数	105,384個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第46期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)に記載された総株主の議決権の数(個)です。ただし、本公開買付けにおいては、平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を、対象者の上記報告書に記載された総株主の議決権の数105,384個に、平成17年度新株予約権、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、平成18年度新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、平成19年度新株予約権及び平成20年度新株予約権が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成20年9月30日以降公開買付け届出書提出日までにこれらの新株予約権が行使されたことにより発行または移転された対象者株式を含みます。)の議決権数の最大数(5,649個)及び単元未満株式(ただし、対象者が自己で保有する76株を除きます。)24,061株に係る議決権の数240個を加えて、111,273個として計算しています。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金

5,034,381,560円

(注) 公開買付代理人に支払う手数料他諸経費は含まれていません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

② 決済の開始日

平成21年3月25日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株式等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧する場所

ウェーブブロックインベストメント株式会社 東京都中央区明石町8番1号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けで、公開買付者の所有する株式数が、対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の3分の2を超えることとなりますが、対象者の自己株式を除いた発行済株式及び新株予約権の全てを取得できなかったことから、公開買付者は、公開買付届出書において記載しておりましたとおり、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化する手続きを実施することを企図しております。また、公開買付者は、これらの手続きを行った後、公開買付者と対象者との間で、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を行うことを計画しております。

具体的には、公開買付者は、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む定時株主総会又は臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。

当該定時株主総会又は臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①ないし③を同一の株主総会に付議する方法で実施することを対象者に要請することを検討しております。なお、対象者は、かかる要請に応じて上記株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。また、公開買付者は、上記の株主総会において各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が一株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数の売却価格については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数

は本書の日付現在未定であります。公開買付者が対象者株式の100%（自己株式を除きます。）を保有することとするため、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が一株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

なお、本件新株予約権については、公開買付者は、その全てを取得できなかったことから、対象者に対し、本件新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて本件新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。

対象者株式は、株式会社東京証券取引所第二部に上場しておりますが、公開買付者は、適用ある法令に従い、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の100%を所有することを予定しておりますので、その場合には対象者株式は上場廃止になります。

上場廃止後は、対象者株式を株式会社東京証券取引所第二部において取引することはできません。

以上